

## 交通事故と国民健康保険

交通事故など、第三者(加害者)の行為で負傷した場合の医療費は加害者に負担義務がありますが、国民健康保険で治療を受けた場合、その医療費を市が一時的に負担し、後から加害者に請求する必要があります。国民健康保険で治療を受けた場合は、保険医療課医療保険年金係へ速やかに届け出てください。

### 必要書類等

- 第三者行為における届出書一式  
(保険医療課医療保険年金係にあります)
- 国民健康保険証
- 交通事故証明書
- 世帯主、治療を受けた方のマイナンバーが確認できるもの

### 示談は慎重に!

届け出の前に加害者側と示談をして医療費を受け取ると、市が後から行う加害者への費用請求ができなくなる場合があります。交通事故の場合は、後遺症などの問題もありますので、示談の前に保険医療課医療保険年金係に相談してください。

☎保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン 42-5619

## 国民年金のあれこれ

### 年金生活者支援給付金制度

公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして「年金生活者支援給付金」が支給されます。

#### 対象

- ▶ 高齢基礎年金受給者で、下記の全てに該当する方
  - 65歳以上
  - 世帯員全員が市民税非課税
  - 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が878,900円以下
- ▶ 障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している方で、前年所得が4,721,000円※以下の方
  - ※扶養親族の数に応じて増額

#### 請求手続

- ▶ 新たに年金生活者支援給付金を受給する方  
対象者には、お知らせが送付されます。同封のはがきに必要な事項を記入して、はがきに記載している期限までに提出してください。  
※2024年1月4日(木)までに請求手続が完了した場合、2023年10月分からさかのぼって受け取ることができます。
- ▶ 年金の受給を開始する方  
年金の請求手続と併せて、年金事務所または保険医療課医療保険年金係で請求手続を行ってください。

詳しくは 日本年金機構ホームページ



☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107

## 市長・幹部職員を対象に360度評価を実施しました

人事評価制度の一環で、昨年度から「360度評価」を取り入れています。昨年度は市長、副市長、教育長および部長級職員までを被評価者としていましたが、今年度は、新たに次長・課長級職員を被評価者に加えて実施しました。

### 360度評価(多面評価)とは?

1人の職員を、さまざまな立場の職員が評価します。一般的な人事評価では上司から評価を受けますが、360度評価では上司からだけでなく、同僚や部下などからも評価を受けます。

### 360度評価のメリット

- 異なる関連性を持つ人が評価することで、より多面的で客観的な評価が可能になります。
- 多面性と客観性が高いため、評価を受けた本人にとっては多くの気付きと納得感があります。
- それぞれの立場を明確に意識できるようになり、お互いの存在をより尊重したコミュニケーションにつながります。

### 評価基準日

6月20日(火)

### 被評価者と評価者

被評価者 市長  
評価者 副市長、教育長、部長級職員(10人)

被評価者 部長級職員  
評価者 市長、副市長、教育長、次長・課長級職員(36人)

被評価者 次長・課長級職員  
評価者 部長級職員、次長・課長級職員、課長補佐・係長級職員(83人)

### 評価項目

情報収集力/説明力/思考力/倫理観/向上心

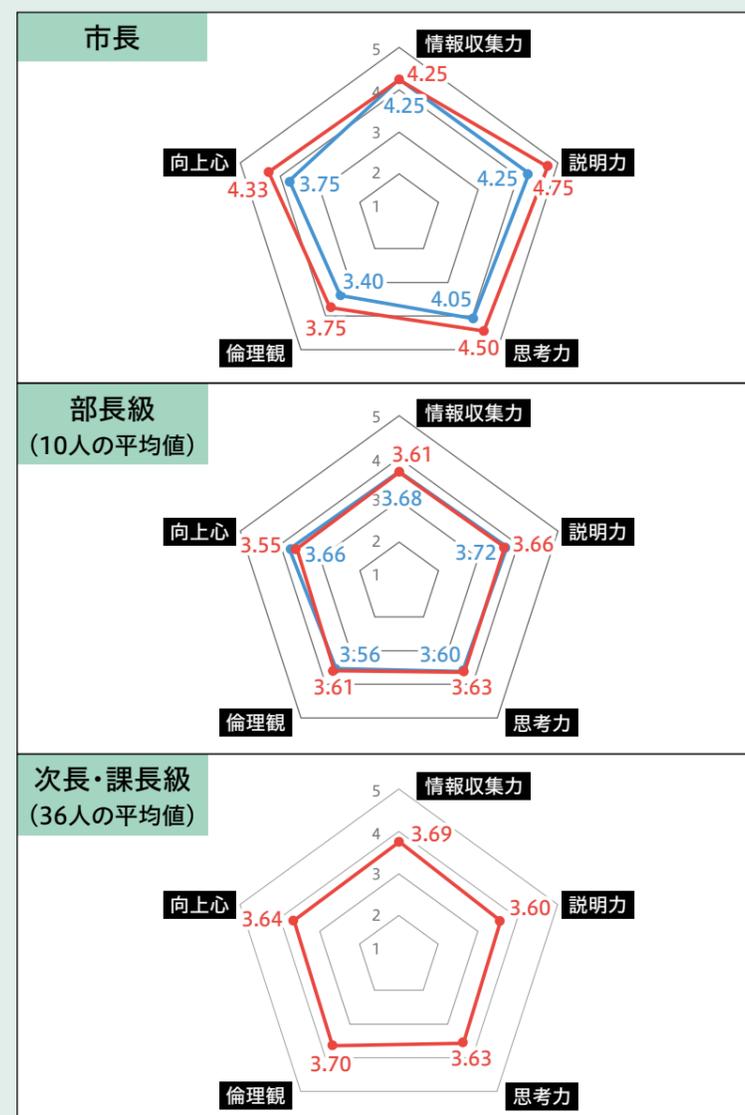
### 評価点(5段階評価)

大きく下回る(1点)/下回る(2点)/普通(3点)/上回る(4点)/大きく上回る(5点)

評価者それぞれの「あなたが求める市長」、「あなたが求める部長級職員」、「あなたが求める次長・課長級職員」を基準として評価点を付けました。

### 評価結果

● 2022年度 ● 2023年度



☎総務課 職員係 ☎お太助フォン 42-5611